

<p>発言の会議</p>	<p>平成 19 年 2 月 5 日 本会議</p>
<p>発言の種類</p>	<p>質疑、一般質問、緊急質問、討論、その他</p>
<p>答弁を求める者</p>	<p>市長</p>
<p>件名及び 発言の要旨</p>	<p>議案第1号に対する質疑</p> <p>1 市長は住民投票の「対象事項」をどうとらえているか</p> <p>(1) これまで全国で行われてきた住民投票では、対象事項には自治体の決定権限外のものも含まれている。しかし、今回の「原子力空母の横須賀配備についての住民投票に関する条例」に対する市長意見書では、対象事項を「自治体の意思によって決定できること」のみに限定した。対象事項をどこまでとするかは研究者でも議論が分かれている中、市長が今回の住民投票に対しては対象事項を限定するに至った最終的な判断理由および根拠は何か。</p> <p>(2) 市長意見書では、住民投票を「市町村合併のように自治体の意思によって決定できること」については「一つの有効な手段」としている。市町村合併以外には具体的にどのようなことを住民投票に適した対象事項（ポジティブ・リスト）として、市長は想定しているのか。</p> <p>(3) 同様に、「地方公共団体の権能の行使としては認められない」とする住民投票にふさわしくない対象事項とは、本件以外には具体的にどのようなこと（ネガティブ・リスト）を市長は想定しているのか。</p> <p>2 今回の住民投票を行うことで得られる効果について</p>

件名及び
発言の要旨

(1) 地方自治法第1条の2第1項では「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うもの」が地方公共団体と定義しており、国に対して意見表明等を行うことも「地方公共団体固有の権限」としてとらえるべきである。したがって、「外交の処理」は国の権能だが、当該地域で安全・安心に暮らす権利を持つ市民が住民投票によって「意思を示す」ことそのものには何ら問題はないはずではないか。

(2) 当該自治体の決定権限を越えた事項を対象とする住民投票の効果は、実質的に「決定権限を有する国に地元住民の意思を強く伝える」「地元住民の強い意思を世論に訴える」にとどまっている。したがって、仮に今回の住民投票を実行した結果、住民意思が「原子力空母の横須賀配備に反対多数」となったとしても、市長が意見書に記したような「国の決定を制限すること」にはならないのではないか。

3 市長はなぜこの問題で市民の声を聞く意思がないのか

(1) 市内全域でタウンミーティングを行う等これまで市民の声を積極的に聞く姿勢を示してきた市長の姿勢と、今回の意見書の内容は明らかに矛盾している。原子力空母の横須賀配備問題に限ってはなぜ、市長は市民の声を聞こうとしないのか。

(2) 地方自治に半生をかけてきたと自負する市長が考えている「地方自治」とは、一体どのようなものなのか。「郷土・横須賀を愛するがゆえに原子力空母の横須賀配備に対して住民意思を示したい」という率直な市民の思いの発露である直接請求を否定することは、市民を裏切ることではないのか。

発言者氏名

藤野英明

件名及び
発言の要旨

それは、市長御自身の半生をかけた「地方自治」を否定することにはならないのか。